

## 2025.12.2 近藤千鶴代表質問『命の危険に直面する熊出没への緊急対策について』と市から回答

要旨、現在熊の出没は山の問題ではなく、生活の中に入り込んだ現実的な危険になっています。私自身、目の前の家の玄関や町内の畠、道端に熊のふんが何度も放置されている状況を目撃し、隣家の柿の木に登り、柿を食べている熊を住民が恐怖の中で見守るという、命の危険を感じる日常が続いていました。先日体長140センチ、体重150キロもの大型の熊が駆除されました。本当にお世話になりました。まちの至るところにふんがあったり、足跡や爪痕が残されている状況は、熊が生活圏に入り込んでいることの象徴であります。

しかし、市民からは、熊が出たが、どこに連絡すればいいのか分からぬ。夜間や休日は市役所が業務時間外なので、警察に電話すべきと迷う。熊は花と緑と水の課、イノシシは農業政策課などと縦割りで、誰が責任を持っているのか分からないなどの声が相次いでいます。熊が生活の中に入り込んでいる現実を市として直視し、通報の一本化、迅速な初動、縦割りの解消及び猟友会への支援を強く求め、以下を伺います。

- (1)、熊・イノシシなどの危険鳥獣対策の一元窓口を設ける考えはあるか。
- (2)、明確な通報フローを作成し公表する考えはあるか。
- (3)、夜間や休日の警察・市役所・猟友会の連携体制はどうなっているのか。
- (4)、24時間対応可能な緊急連絡体制の整備についてどう考えるか。
- (5)は、先ほど前の一般質問で御答弁ありましたので、割愛させていただきます。
- (6)、柿の実の処理等に対する市の支援制度を検討できないか。
- (7)、駆除経費の補助や保険制度の強化についてどう考えるか。
- (8)、若手猟者育成のための免許取得費用の助成などの支援策はあるか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 環境部長。

○環境部長 それでは、私から発言項目2、命の危険に直面する熊出没への緊急対策について、要旨

- (1)から要旨(4)及び要旨(6)から要旨の(7)についてお答えをします。

まず、要旨(1)、熊・イノシシなどの危険鳥獣対策の一元窓口を設ける考えはあるかについてお答えをします。このたびの鳥獣保護管理法の改正により、危険鳥獣対策としてツキノワグマとイノシシへの緊急銃猟が可能となりましたが、既に行っている鹿やイノシシへの対策は鳥獣被害特別措置法に基づいて実施する農林水産業へのわなでの捕獲を主とした被害対策であり、市民の安全のためにツキノワグマなどの大型獣を銃で捕獲することは、目的においても、手段としても、同じ窓口で扱うのは困難であると考えます。したがいまして、両者を一元的に取り扱う窓口を設けることは、現在のところ考えておりません。

次に、要旨(2)、明確な通報フローを作成し公表する考えはあるかについてお答えをします。熊の目撃情報につきましては、花と緑と水の課で通報があったときのフローを作成して対応しております。

す。緊急銃猟等の実施については、対象地域となった市民の皆様には交通規制や緊急避難等のお願いをすることとなりますので、そうしたフローについては今後広報をする予定ですが、市役所の内部連絡、事務的なフロー等については公表することは考えておりません。

また、市民の皆様が通報をする際には、警察または同報無線でも毎回お知らせをしているとおり、市役所に通報していただければと思います。開庁時間には花と緑と水の課へ、夜間、休日には当直へ通報をください。

次に、要旨（3）、夜間や休日の警察・市役所・猟友会の連携体制はどうなっているかについてお答えします。熊の目撃情報については、夜間や休日であっても市民または警察から当直経由で担当課に情報が集約され、必要な連絡や対策が実施されます。警察とはほぼ同時進行で情報共有し、猟友会にはわな猟や銃猟の可能性が生じたときに連絡をいたします。

次に、要旨（4）、24 時間対応可能な緊急連絡体制の整備についてどう考えるかについてお答えをします。このことにつきましては、要旨（3）のところで申し上げましたとおり、現在でも24 時間対応可能な体制を取っております。緊急時に連絡をいただくのは、市役所でも警察でもどちらでも構わないと考えます。

次に、要旨（6）、柿の実の処理等に対する市の支援制度を検討できないかについてお答えします。内房で熊が出没した際には、地域の皆様が素早く柿の実を取ってくださいました。今後のことを考えましても、柿の実は実らせたままにせず、取り尽くすことを習慣化していただければと思います。果実畠として柿を栽培しているなどの場合は困難な面もあるかと思いますが、まずは自助、共助の取組として、隣保班や自治会において毎年気にかけていただきたいと思います。

また、支援制度につきましては、私有地、私有物の扱いの制限や費用負担の公平性等課題があるため、他市の実施状況等も踏まえ、今後調査研究してまいります。

次に、要旨（7）、駆除経費の補助や保険制度の強化についてどう考えるかについてお答えします。緊急銃猟の経費としましては、日当や報償費とは別に、銃猟に使用した実弾の実費をお支払いする予定です。

次に、保険についてですが、危険な状況において従事者が少しでも安心して銃猟を行えるよう、建物損壊などの対物保険、人的被害に対する賠償責任保険、従事者が負った場合の傷害保険に新たに加入了しました。ハンターの負担や危険を少しでも少なくできるよう、様々な手続を整えているところでございます。

私からの答弁は以上です。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 私から、は発言項目2の要旨（8）、若手狩猟者育成のための免許取得費用助成などの支援策はあるのかについてお答えいたします。

先に静岡県の狩猟免許の受験費用としましては、申請手数料が5,200 円、欠格事由に該当しないことを証明する医師の診断書が5,000 円程度、ほかに静岡県猟友会による実技講習の受講料が1万円となり、総額で2万円前後になっている状況でございます。市の状況ですけれども、現在市では狩猟免

許試験の助成はございませんが、全国的に熊が市街地へ出没している状況から、獣友会との連携、協力は必須となっておりますので、国・県の支援策や動向を注意してまいりたいと、このような考えでございます。

答弁は以上です。

○1番（近藤千鶴議員） ありがとうございます。本当に今回内房地区で熊が出て、大変関係者にお世話になりました。また、消防の方は朝に晩に回っていただいて、本当にありがとうございました。

ちょっともう時間がないものですから、内房地区がどういう状態だったかということをいいますと、熊が本当にどこそこふんをして歩いて、実は夜中に熊の息遣いがすると、すぐ隣で柿の木に登って柿を取っている、近藤さん助けてと電話があるぐらいなのです。そして、次は窓を開けるとそこに熊がいて、柿を取っている熊と鉢合わせたとか、実はそういう中で生活していました。ですので、大変私たち危険を感じていたのです。

そこで、私も慌てて、一番先に市民から電話があったときに、そこに目の前にいる危機管理監に、「あなた、これが危機ではなくて何なの」と、「もう災害級ですよ」なんて言ったのですけれども、「近藤さん、これは花と緑と水の課ですよ」と言われて、ああ、そうだということで、市民の皆さんに御説明して、そっちに言ってもらったということなのですけれども、とにかく柿の実をいっぱい取りました。

今前橋市では、柿の木1本で1万円、マックス3本で3万円の補助を出してあります。そして、名取市などは緊急伐採には全て負担、処分費も全部負担したり、いろいろやっております。昨日も35億円の交付金で熊対策が閣議決定されたので、それを使ってぜひ熊対策のほうを少しでもやっていただけだとありがたいと思います。

本当にすみません。時間配分があまり上手にできなくて。どうも以上で終わります。ありがとうございます。

○議長 以上で1番 近藤千鶴議員の質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

憩